以上を踏まえ、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電は、地域の農林漁業の健全な発展と調和をとりながら促進する必要がある。また、東日本大震災の津波による被害を受けた市町村や東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示の対象となった市町村（以下「被災市町村」という。）の多くが農山漁村であることに鑑み、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）の運用に当たっては、被災市町村の復興の加速化にも資するよう、手続の円滑化等に配慮する必要がある。

2　目標

平成30年度において、法の措置の活用等により再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区が全国100地区以上、当該取組を行うための検討に着手している地区が全国200地区以上存在していることを目指す。

第2　農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項

1　国による施策の総合的な推進

国は、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、以下の施策を総合的に推進する。

⑴　市町村による基本計画の作成の促進

農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電が促進されるためには、法の基本理念及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針に即し、市町村による農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）が適切かつ速やかに作成され、円滑かつ確実に実施される必要がある。このため、国は、早期のモデル事例の創出をはじめとする農山漁村において再生可能エネルギー電気の発電の導入を促進するための国の各種施策の充実、基本計画の作成に当たり重要な役割を果たすことが期待される協議会（法第6条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の設置・運営に対する助言等の援助を行う。

⑵　農地法、森林法、漁港漁場整備法等に関する知見の提供

基本計画の作成及びその実施に当たっては、法の基本理念に即し、農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。このため、国は、市町村及び再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者（以下「設備整備者」という。）に対し、法に基づく特例措置の対象となっている各個別法に関する知見の提供を行う。

⑶　モデル事例の紹介等

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の全国的な展開を図るため、国は、全国の取組事例を調査し、評価・分析を行うとともに、その中から望ましい取組と考えられる事例や取組を進める上で留意すべき点等を農林水産省のホームページ等において随時公表する。

また、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の関係者によるネットワークを形成し、課題やその克服方法の共有等を行うためのプラットフォームの構築を推進する。

⑷　再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の適正な運用等

エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）を踏まえ、固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、環境アセスメントの期間短縮化等の規制緩和等を今後とも推進するとともに、高い発電コスト、出力の不安定性、立地制約といった課題に対応すべく、低コスト化・高効率化のための技術開発、大型蓄電池の開発・実証や送配電網の整備等の取組を積極的に進めていく。

⑸　木質バイオマス等の農山漁村固有の資源を活用した再生可能エネルギーの導入の推進

未利用間伐材や家畜排せつ物等農林漁業の生産活動に付随して発生するバイオマスを再生可能エネルギー電気の発電に利用することは、6次産業化の取組として農林漁業の振興につながるものである。このため、バイオマスの効率的な供給体制の構築及びバイオマス関連施設の整備等の施策を推進するとともに、株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資をはじめとする6次産業化を推進するための施策等の活用を促しながら、木質バイオマス等を利用した再生可能エネルギーの導入を推進する。

また、農業水利施設を活用して土地改良区等の農業関係団体が小水力発電に取り組むことは、農業水利施設への電力の供給等により、土地改良施設の維持管理費の低減が図られることとなり、地域農業の振興に資するものである。このため、土地改良区等が行う小水力発電の導入に関する調査設計等への支援により、農村における小水力発電の普及を図る。

⑹　再生可能エネルギーの地産地消の推進

再生可能エネルギー電気の発電による電気や併せて発生する熱等のエネルギーを農林漁業関連施設に供給するなど農林漁業の生産活動や地域の農林水産物を活用した食品・製品の製造等に活用する取組（再生可能エネルギーの地産地消）やこの取組を活かした地域づくりを推進することは、地域資源を活用した農山漁村の活性化に大きく貢献するとともに、低炭素社会の実現に寄与するものとして重要である。このため、再生可能エネルギーの地産地消の取組を、技術面、コスト面等における課題を克服しつつ、モデルとなる取組を支援すること等により、中長期にわたり着実に推進していく。

⑺　国の相談窓口の設置

国は、市町村をはじめとする農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の関係者に対し、現場の実情に応じたきめ細やかな援助を行うため、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）に相談窓口を設ける。地方農政局等は、経済産業局及び地方環境事務所と連携しつつ、国の施策等について、市町村や設備整備者等に対し、必要な情報提供や助言等を行う。

⑻　被災市町村の復興に資する取組の実施

国は、上記の施策を推進するに当たり、被災市町村の実情に応じたきめ細やかな対応を行う。特に、モデル地区の形成等に当たっては、被災市町村の復興に資する取組を優先的に取り扱うとともに、これらの取組を広く全国に発信することにより、被災市町村の取組に対する国民の関心の喚起に努める。

2　都道府県による施策の推進

都道府県においては、当該都道府県の区域内における再生可能エネルギー電気の発電の促進のため、地域の実情に応じた様々な措置が講じられている。こうした措置の適切な活用は、市町村による基本計画の作成やこれに則した再生可能エネルギー電気の発電の促進に資することから、都道府県は、市町村や設備整備者に対し、

①　調査事業や研究・実証事業により得られた再生可能エネルギー電気の発電に係る資源の賦存状況や立地条件等に関する情報提供や発電に関する技術的な助言

②　新エネルギービジョン等、都道府県の再生可能エネルギーの導入の促進に関する構想等の内容や活用可能な再生可能エネルギーの導入支援措置の紹介

③　都道府県が許可権限等を有する規制であって、再生可能エネルギーの導入に関連するものに関する情報提供

等必要な援助を行うよう努めるものとする。